

○越谷サンシティのあり方に関する審議会条例

令和 6 年 1 0 月 3 日

条例第 2 7 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、今後の越谷サンシティのあり方に関する方針の策定に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、越谷サンシティのあり方に関する審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会は、別表に掲げる委員 2 5 人をもって組織し、委員は、市長が議会の同意を得て委嘱する。

2 審議会は、委員に欠員が生じたときは、当該欠員となった委員の後任の委員が委嘱されるまでの間は、現に委嘱されている委員をもって組織する。この場合において、市長は、速やかに当該欠員となった委員の後任の委員を委嘱するよう努めなければならない。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、市長の諮問に対して審議会が答申するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、審議会の会議（以下単に「会議」という。）の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数で決するものとする。
- 4 オンラインによる方法（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）による会議への出席を希望する委員は、あらかじめ会長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出をして会議に出席する委員は、第2項及び第3項の規定の適用については、当該会議に出席しているものとみなす。

（会議の進行役の配置）

第6条 審議会は、委員の自由で率直な発言を確保するとともに、委員間における積極的かつ幅広い議論を促進するため、会議の進行役を配置する。

- 2 前項の進行役は、まちづくり全般及び施設整備等についての専門知識を有するとともに、会議の進行に必要な専門知識又は経験を有する者とする。

（関係者の出席等）

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開等）

第8条 会議は、公開とし、傍聴者の定員は、20人とする。

- 2 会議の傍聴を希望する者の人数が前項に規定する定員を超えるときは、抽選の方法により傍聴者を決定する。
- 3 会議に付する会議資料は、傍聴者の閲覧に供するものとする。
- 4 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 静粛に傍聴することとし、喧騒^{けん}にわたる行為等の議事の妨害となる行為をしないこと。
 - (2) 会議での発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (3) 写真の撮影、録画、録音その他これらに類する行為を行わないこと。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、会場の秩序を乱し、又は会議の支障となるような行為をしないこと。
- 5 傍聴人は、会議の傍聴を終えたときは、第3項の規定により閲覧に供された全ての会議資料を返却しなければならない。

(会議開催の公表)

第9条 審議会は、会議を開催しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の方法により、会議開催について公表するものとする。

(会議録の作成)

第10条 審議会は、会議の経過及び結果の正確性を確保するため、会議録を作成するものとする。

(会議開催結果の公表)

第11条 審議会は、インターネットの利用その他の方法により、開催した会議の概要を市民の閲覧に供し、会議開催結果を公表するものとする。

- 2 審議会は、前項の規定による公表に当たっては、会議の概要に会議録及び会議資料を添付するものとする。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、行財政部公共施設マネジメント推進課において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表行政経営審議会の項の次に次のように加える。

越谷サンシティのあり方に関する審議会	委員	日額	8,500円
--------------------	----	----	--------

別表（第2条関係）

委員の区分		委員の人数
学識経験者 （7人）	都市計画・建築について識見を有する者	4人
	経済・観光について識見を有する者	2人
	地方財政について識見を有する者	1人
関係行政機関の職員 （2人）	国の職員	1人
	埼玉県職員	1人
公共的団体等を代表する者 （10人）	越谷商工会議所を代表する者	1人
	越谷商工会議所青年部を代表する者	1人
	一般社団法人越谷青年会議所を代表する者	1人
	越谷市商店会連合会を代表する者	2人
	一般社団法人越谷市観光協会を代表する者	1人
	越谷市自治会連合会を代表する者	2人
	越谷市文化連盟を代表する者	1人
	越谷市PTA連合会を代表する者	1人
公募による市民等（越谷サンシティのあり方に関する市民懇談会の代表者）		6人